

# 資料5 補足資料

## 令和5・6年度

### 建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準

(趣旨)

第1条 建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程(昭和52年沖縄県告示第445号)第5条第1項の規定による建設業者の資格審査及び等級格付は、この基準に定めるところによる。

(審査基準日)

第2条 資格審査及び等級格付の審査基準日(以下「審査基準日」という。)は、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの間の各建設業者の営業年度の終了の日とする。ただし、指定範囲内に審査基準日が複数ある場合には、直近のものを審査基準とする。

(格付業種及び等級区分)

第3条 県内に主たる営業所を有する建設業者の等級格付けを行う業種及び等級区分は、以下のとおりとする。なお、県外に主たる営業所を有する建設業者については等級格付けは行わない。

土木工事業	特A、A、B、C、D	(5等級)
建築工事業	特A、A、B、C、D	(5等級)
電気工事業	A、B、C	(3等級)
管工事業	A、B、C	(3等級)
舗装工事業	A、B	(2等級)

(等級格付の方法)

第4条 格付けの方法は、建設業法(以下「法」という。)第27条の23第1項に規定する経営規模その他経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていることを前提として行い、次条以下に定める経営事項審査評価点に県独自評価点を加えた総合評価点の上位から格付けしていくこととする。

(経営事項審査評価点)

第5条 前条に規定する経営事項審査評価点数は、法第27条の29第1項の規定による総合評価値(P)とする。

(県独自の評価点)

第6条 県独自の評価については、次の各号に掲げる評価項目ごとの基準により算定した数値に基づき行うものとする。

(1) 工事成績

土木建築部及び農林水産部、企業局、教育庁の発注工事で、令和2年度・令和3年度に完成した土木・建築一式工事、電気・管・舗装工事の成績を、工種ごとに評価し次のとおり配点する。

工事成績の評点 (平均点)	55点未満	55点以上 60点未満	60点以上 65点未満	65点以上 70点未満	70点以上 75点未満	75点以上 80点未満	80点以上 85点未満	85点以上 90点未満	90点以上
付加点数	-25点	-20点	-15点	0点	+20点	+30点	+40点	+50点	+60点

(2) 技術者数(業種別)

(令和4年7月1日以前に雇用された者で、同年12月1日現在における常勤の技術者)

ア 土木工事業	1級技術者	1人につき	+3点
	2級技術者	1人につき	+1点
	技術士	1人につき	+3点
	(建設部門、農業部門、林業部門、水産部門に限る。上記技術者と重複可)		
イ 建築工事業	1級技術者	1人につき	+3点
	2級技術者	1人につき	+1点
	積算士	1人につき	+3点
(上記技術者と重複可)			
ウ 電気・管・舗装工事業	1級技術者	1人につき	+3点
	2級技術者	1人につき	+1点

(3) 雇用の規模

令和4年7月1日現在における健康保険又は厚生年金保険等の被保険者数  
被保険者 1人につき +1点(但し50点を上限とする。)

(4) 新卒者雇用及び若年者雇用

ア 新卒者雇用  
中学、高校、短大、大学、高専又は専門学校の新卒者(令和3年及び令和4年に卒業した者)を、令和4年12月1日までに雇用した場合 +5点

イ 若年者雇用

前回基準日(令和2年12月1日)の前後1年以内に、雇用期間の定めのない常勤の従業員として中途雇用された雇用者で、中途雇用された時点の年齢が35歳未満かつ令和4年12月1日現在で継続雇用している場合(雇用の時点が令和元年12月1日から令和3年11月30日の間であること) +3点

(5) 障害者雇用(「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく令和4年6月1日現在の雇用状況)

ア 法定雇用義務がある場合	雇用義務を達成している	+5点
	法定数以上に雇用している	5点に加え、法定数を超える分について+5点/人
	雇用義務を達成していない	-5点
イ 法定雇用義務がない場合		+5点/人

(6) 表彰

ア 土木建築部優良建設業者表彰  
知事表彰 各受賞業種に +20点  
部長表彰 各受賞業種に +10点  
土木事務所長等表彰 各受賞業種に +5点  
(令和3年度・令和4年度において表彰された工事。但し、同一業種の重複は不可)

イ 農林水産部優良建設業者表彰  
知事表彰 各受賞業種に +20点  
部長表彰 各受賞業種に +10点

農林土木事務所長等表彰 各受賞業種に +5点  
 (令和3年度・令和4年度において表彰された工事。但し、同一業種の重複は不可)

ウ 企業局優良建設業者表彰  
 局長表彰 各受賞業種に +10点  
 (令和3年度・令和4年度において表彰された工事。但し、同一業種の重複は不可)

エ 国土交通省指定統計調査大臣表彰 いずれの場合も+8点  
 安全衛生大臣表彰  
 (令和2年度から令和3年度までに企業を対象とした表彰に限る)

オ 雇用改善知事表彰 いずれの場合も+5点  
 安全衛生局長表彰  
 (令和2年度から令和3年度までに企業を対象とした表彰に限る)

(7) 建設業退職金共済制度履行状況  
 (経営事項審査の基準日と同時期の履行状況、建設業退職金共済事業沖縄県支部による  
 手帳更新率)

100%	+5点
70%~99%	+3点

(8) マネジメントシステムの認証取得(令和4年12月1日時点で登録されている者。但し、登録範囲に  
 建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く)

ア ISOの認証取得  
 9000シリーズの認証取得 +13点  
 14000シリーズの認証取得 +13点

イ エコアクション21の認証取得  
 エコアクション21の認証取得 +5点  
 (但し、ISO14000シリーズとエコアクション21の重複加算は不可)

(9) 建設業法違反等(評価対象期間:過去2年間(令和2年度・令和3年度))

A 指名停止措置  
 1か月未満 回数×(-20点)  
 1か月以上6か月未満 回数×(-30点)  
 6か月以上 回数×(-40点)

B 監督処分  
 指示処分 回数×(-20点)  
 営業停止  
 1か月未満 回数×(-30点)  
 1か月以上6か月未満 回数×(-40点)  
 6か月以上 回数×(-50点)  
 許可の取消処分(一部業種に係る) 回数×(-60点)

但し、同一事案で指名停止及び監督処分が併せて行われた場合は、大きい方の点数により減点  
 する。また、処分期間が年度をまたがる場合は、処分の発生年度を評価対象とする。

(10) 社会貢献等

下表の評価項目について、いずれかの建設業団体に加入しているとき、加算対象工種の欄に掲げる  
 業種に対して活動年数に応じて加点するものとする。

評価項目	加入団体	加算対象工種	点数(活動年数)	
1. 労働安全対策	(一社) 沖縄県建設業協会	土木一式工事 建築一式工事	1年加入につき、1点付与する。 但し、上限は30点とする。	
	(一社) 沖縄県電気管工事業協会	電気工事 管工事		同上
2. 技術研修等 参加状況	(一社) 沖縄県中小建設業協会	土木一式工事 建築一式工事	同上	
	(一社) 沖縄県舗装業協会	舗装工事		同上
	(一社) 沖縄県舗装業協会	舗装工事		同上

※ 団体への加入は、令和4年12月1日時点において在籍し、満1年以上加入していることを条件と  
 する。

※ 複数の団体に加入している場合には、点数の高い加入団体で評価する。

※ 過去において途中脱退があった場合には、その期間は団体活動年数の通算から除くものとする。

さらに、団体の令和2年度及び令和3年度の社会貢献事業等への取り組みに応じ、追加で加点する。  
 詳細は別添に定める。(上限10点)

評価項目	内容	点数
1. 労働安全対策	労働災害を防止するための取り組み等の実施	1回~2回 0点
2. 技術研修参加等	建設産業の生産性の向上等(人材育成、能力開発等)	3回~4回 1点
		5回以上 2点
3. 地域貢献活動等	地域社会貢献活動(環境美化活動、ボランティア活動 等)の取り組み	※各評価項目毎に 上記で加点する。
4. 雇用改善等	雇用改善(若年者入職の掘り起こし等)の取り組み	
5. 普及啓発活動等	建設業の魅力発信・普及・啓発等の取り組み	

※各年度毎の合計点数を、足して2で割った点数を加点する。(小数点以下は切り上げ)

(11) 不当要求防止責任者の配置

暴力団等からの不当な要求に適切に対応するため、令和4年12月1日までに不当要求防止責任者を  
 配置した場合 +2点

(12) 協力雇用主の登録

保護観察対象者等の再犯防止・社会復帰支援のため、令和4年12月1日までに協力雇用主の登録を  
 行った場合 +2点

(13) 建設キャリアアップシステムの登録

令和4年12月1日までに「建設キャリアアップシステム」の事業者登録を行った場合 +5点

(14) おきなわSDGsパートナーの登録  
令和4年12月1日までに「おきなわSDGsパートナー」の登録を行った場合 +5点

(15) うちなー健康経営宣言の登録  
令和4年12月1日までに「うちなー健康経営宣言」の登録を行った場合 +5点

(等級格付の条件)

第7条 総合評点の順位に関わらず、等級格付については次の条件を設定する。なお、1級技術者は令和4年12月1日現在において在籍する者とし、同年7月1日以前に雇用されたことを要件としないこと、また、土木・建築工事業の1級技術者とは、建設業法等という技術者で、1級相当の大臣認定者を除くこととする。

- (1) 土木工事業及び建築工事業の特A、A等級については、特定建設許可業者であること。
- (2) 土木工事業の特Aは、1級技術者8名以上、Aは3名以上を有していること。  
(技術士は1級技術者に含めるが、同一人が重複して資格を保有している場合は1人とする。)
- (3) 建築工事業の特Aは、1級技術者5名以上、Aは2名以上を有していること。
- (4) 電気・管・舗装工事業のAは、1級技術者2名以上を有していること。
- (5) 土木工事業及び建築工事業の特A、A、B、C等級及び電気・管・舗装工事業のA、B等級については、電子入札対応業者であること。
- (6) 新規登録者は、総合評点による等級より1等級下位に位置づける。なお、前回の入札参加資格登録がない業者についても同様とする。
- (7) 昇級は1等級上位を原則とするが、3等級以上の総合評点を有する場合のみ2等級上位に格付け。ただし、前回の登録において、電子入札の未対応により格付が降格した場合はその限りでない。
- (8) 降格は1等級下位を原則とするが、総合評点の2割を付与しても1等級下位の点数に満たない場合はその限りでない。

(等級格付の決定)

第8条 総合評点による等級格付は、格付業種ごとに総合評点の分布、各等級の構成比、指名の状況及び発注工事量等を勘案の上、決定するものとする。

(追加の資格審査申請)

第9条 定期受付時にやむを得ない事情により申請ができなかった者の追加の資格審査申請については令和5年度中に2回、別途期間を定めてこれを行うものとする。

(特例措置の適用申請)

第10条 経常建設共同企業体、官公需適格組合及び合併等の企業再編に対する特例措置の適用申請については、別に定めるところによる。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については土木建築部長が別に定める。

附 則

1. この基準は、令和4年8月16日から施行する。

# 沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領の改定【概要】

R5.4.1以降予算執行伺い決裁より適用

## 1. 概要

- 建設業における労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、沖縄県土木建築部が総合評価落札方式で発注する建設工事において、「労務費見積り尊重宣言」への取り組みに対して、インセンティブを付与するモデル工事を試行する。

## 2. 対象工事

：沖縄県土木建築部が総合評価落札方式で発注する建設工事で、発注者が必要と認めた工事。  
簡易型Ⅱ型、標準型、高度技術提案型においては、原則必須の評価項目とすることを標準とする。  
特別簡易型、簡易型Ⅰ型においては、積極的に評価項目とすることを標準とする。

## 3. 試行内容

### (1) 総合評価落札方式における評価

①と②の両方を満たす場合、総合評価落札方式における企業の能力等の評価として加点する。  
(全て自社施工を予定している元請企業も①と②の両方を満たす場合、同様に加点する。)

#### ①「労務費見積り尊重宣言」の公表

入札・契約手続き参加企業は、宣言を公表し、申請書及び確認資料提出時に公表した事実が確認できる資料(様式指定なし)を提出すること。ア)又はイ)のいずれかで良いが、下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する旨及び自社名を明示して宣言を公表していることが分かる資料とする。(特定JVは代表者のみの公表・資料提出)

ア) ホームページやアカウント無しで誰でも閲覧可能なSNS等において公表する。その場合、「掲載したページの写し」を提出すること。

イ) 下請企業等、社外の者が閲覧できるような場所(会社入口や廊下等)において、掲示することで公表する。その場合、「実際の掲示環境写真及び掲示資料の写し」を提出すること。

#### ②下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する旨の誓約書

入札・契約手続き参加企業は、申請書及び確認資料提出時に誓約書(別記様式 6-3)を提出すること。

### (2) 履行確認による工事成績評定への反映

工事完成時に、発注者(主任監督員)が、下請企業から元請企業への見積書を確認し、労務費(労務賃金)の内訳明示がされていることを履行確認する。確認対象は、1次下請契約額上位1位の企業に加え、下請金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の1次下請契約の企業の見積書とする。(当初契約及び改定契約を含む)

#### A 総合評価落札方式において加点された場合

履行確認ができ、さらに注文書でも労務費の内訳明示があれば、工事成績評定でも評価する。

履行確認ができない場合は、工事成績評定において減点する。(確認対象となる1次下請契約が無い場合は減点の対象外とする。)

#### B 総合評価落札方式において加点がない場合

工事完成日までに、宣言が公表され、見積書と注文書で労務費の内訳明示があれば、工事成績評定で評価する。

履行確認ができなくとも、工事成績評定において減点しない。

# 沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領の改定【概要】

R5.4.1以降予算執行伺い決裁より適用

## 1. 概要

- 建設技能者の処遇改善並びに中長期的な建設技能者の確保及び育成をはかるため、沖縄県土木建築部が発注する建設工事において、建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用に対して、インセンティブ(工事成績評定における評価)を付与する工事を試行する。

## 2. 対象工事

： 沖縄県 土木建築部が発注する**全ての建設工事**において**CCUS活用工事の試行対象とし、実施については、受注者における希望型とする。**

## 3. 試行内容

### (1)実施方法

- 発注者は、CCUS活用工事の発注に当たっては、特記仕様書にCCUS活用に関する事項を記載すること。
- 受注者は、**工事着手前までにCCUS活用について実施の有無を工事打合簿で発注者へ報告**すること。
- 計測日は、受発注者の協議の上で決定する。**工事の始期から概ね半年後を初回計測日とし、以降3ヶ月に1回の頻度**で設定する。工期が半年以内である等これによりがたい場合は、受発注者の協議の上で変更することができる。なお、**少なくとも1回以上計測**することとする。

### (2)達成状況の確認

- 受注者は、**達成・未達成にかかわらず、【表1】の各指標について計測日における活用状況を算出した資料及び【別紙1】結果報告書を、工事完成検査日までに発注者へ提出**すること。

【表1】

- 発注者は、受注者が提出した資料に基づき、達成状況を確認すること。

指標	最低基準
平均登録事業者率	70%
平均登録技能者率	60%
平均就業履歴蓄積率	30%

- ①登録事業者率 : CCUS登録事業者の数  
／元請企業及び下請企業の数
- ②登録技能者率 : CCUS登録技能者の数  
／技能者の数
- ③就業履歴蓄積率: 建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数  
／工事現場へ入場した技能者の数

平均は、計測日における各指標の平均値をいう。  
(例えば、計測日が3回の場合は、それぞれの結果3回の平均値)

### (3)工事成績評定

【表1】の各指標における最低基準について、

全て達成した場合



工事成績評定の「5. 創意工夫」【その他】において評価する。

1つでも達成できなかった場合



減点は行わない。受注者は【別紙1】結果報告書に未達成の要因及び改善策を記載すること。

### (4) CCUSに係る費用

- CCUS活用工事に係る費用(登録費用、機器設置費用、現場利用料等)は、**受注者が負担するものとする。**